

ドイツにおける子ども支援とソーシャルワーク — “Sozialpädagogik” の概念を巡って —

豊 田 謙 二

要 約

「ゾツィアールペダゴギーク」は、ドイツ語をカタカナに翻訳したものである。それは本稿の中心的な概念であり、最終的には翻訳語としての解析を目指している。それを巡る議論の中心は、「子ども支援」にある。このテーマの出発点は、2019年11月にドイツの福祉団体「ディアコニー」を調査訪問した時に始まる。二つの事例が提出され、その簡単な意義が示された。それは母親が何らかの困りごとのなかで生活していて、子どもの孤立が際立つ事例である。こうした事例、つまり母親が子どもの世話を引き受けられない事例である。この事例で重要な点は、社会的支援に恵まれないことである。つまり、母親の立場への同情が集まりにくいからである。小論は、母親と子ども両方への援助を念頭にまとめたものである。とくに、ドイツの事例として重要なことは、ソーシャルワークの展開である。個人情報への壁があり、詳細には家族の状況を小論に浮き上がらせることはできていない。小論は、六福祉団体と専門職ソーシャルワーカーの支援・援助を浮き彫りにできれば、その目的をはたすのである。

序

「子ども時代 (Kinderzeit)」という表現がある。この用法の面白さは、「子ども」という時期は大人になる途上にあるのだけでなく、特別な時期として括るべきである、との主張が込められている点にある。

本稿における「子ども」の表現も上述の用法を踏襲するものである。したがって、その時期の特別さに焦点を当てながら、子ども支援に関するドイツでの現況を紹介しつつ、その支援の課題を検討してみたい。その際、とくに「ゾツィアールペダゴギーク Sozialpädagogik」というドイツ語に注目し

1) 「ゾツィアールペダゴギーク」の用語は、社会教育学の領域で紹介されている。たとえば、生田周二・大串隆吉・吉岡真佐樹『青少年育成・援助と教育—ドイツ社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ—』有信堂高文社、2011年。とくに、138頁以下を参照されたい。また、フランツ・ハンプルガー『社会福祉国家の

たい。¹⁾ やや先走ることになるが、この「ペダゴギーク」は、特に子ども支援に関わって使用されている。その「ゾツィアールペダゴギーク」概念の検討を基に、子ども支援を巡る論議について検証していきたい。

なお、以下ではドイツ語の概念を丁寧に、開き、折り畳みをしながら紹介していくこととしたい。

まず、「Hilfe (援助)」の概念について。「ゾツィアールペダゴギーク」が、この「ヒルへ」のもとで使用されているからである。つまり、ヒルへという「援助」のなかの一環として理解すべきかと思われる。なお、以下では、「Sozialpädagogik」を「SP」と略記して表現したい。

次いで、「ペダゴギーク」概念を「Sozialarbeit」(ソーシャルワーク)との関連で検証してみたい。この「Sozialarbeit」は、英訳では「social work」であり、周知の用語と思われる。基礎概念の「ペダゴギーク」は、「ソーシャルワーク」実践のなかでも理解すべきかと思われるからである。その実践の枠組みについての理解を基に、つまり、「SP」を社会福祉の実践の一環として理解したいのである。

ところで、「子ども」は、日本を含めて西洋諸国では概ね18歳未満に特定され、その年齢区分の基に「子ども扶養手当」などの支援が組み立てられている。「子ども時代」を特別な時期として保護・支援すべきとしたのは、イギリスが先発であるかもしれない。それは、「児童労働」と深く関連し、児童労働の禁止(1833年の工場法の制定)への社会運動を背景としているように思える。また、近年では「子どもの貧困」が先進諸国においても課題とされ、社会保障の一環としての支援が注目されている。

貧困状況を定義しうるのは、「貧困線」という指標に基づくのであるが、それは「等価可処分取得」における中央値の60%が、その貧困線とされる。つまり、この貧困線以下の所得で暮らす世帯での、子どもなのである。子どもの貧困は世帯の問題として捉えられ、世帯への生活保障が求められる。所得補償等の経済的課題は国や地方行政の政策課題であり、子ども支援(援助)は原則として経済的政策とは区別されている。

したがって、ドイツの現況に即して言えば、六福祉団体による「援助」の検証が本稿での主課題となる。²⁾ 以下では、まず1章において、六福祉団体での「援助」の現況を取り上げたい。「援助」が社会福祉領域にあることが理解されるであろう。ついで2章では、「ソーシャルワーク」という概念を取り上げる。ここでも、「ペダゴギーク」がソーシャルワークという業務の一環であることが了解されると思われる。つまり、こうした考察を通じて「ペダゴギーク」が社会福祉領域の概念であることを認識できると思われる。

なお、「ペダゴギーク」というカタカナ表記で稿を進めるが、その翻訳語が定着していないのも一つの理由である。また、この概念はドイツ、スイス、およびオーストリアというドイツ語圏内のみで使われているという。本稿の末尾において試訳を試みてみたい。

中の社会教育—ドイツ社会教育入門—』大串隆吉訳、有信堂高文社、2013年。なお、小論とは観点を異にし、訳者「解説」は「ドイツでの青少年支援」理解への展望を提供する貴重な文献である。

2) ドイツの「公益的六福祉団体」に関しては、拙著『質を保障する時代の公共性—ドイツの環境政策と福祉政策—』(ナカニシヤ出版、2004年)、特に285頁以降参照。

1章 ドイツの「六福祉団体」における「援助 (Hilfe)」

日本では、社会福祉領域は厚生労働省の主幹であり、その行政組織の立体構成が地方行政での行政領域も定めている。つまり、行政機関での上位から下位への構成がその福祉業務の内容を決定づけているわけである。

ところで、ドイツでの社会福祉業務は、基本的に民間の社会福祉団体によって担われている。つまり、地方行政機関には「相談」の窓口を除けば社会福祉の業務は存在しないのである。

したがって、ドイツにおける社会福祉業務の実態を議論するためには、民間社会福祉団体での業務を参照しなければならない。また、日本での「生活保護」行政は行政、つまり「福祉事務所」を所管とするが、ドイツでは民間の六福祉団体にその「社会扶助 (Sozialhilfe)」業務が委ねられている。それに関する法は「Subsidiaritätsprinzip (補足性の原則)」であり、「援助」に関する優先順位がこうして法的に定められている。

この、いわゆる「補足性の原則」について少し説明を加えたい。ドイツにおける「援助 (Hilfe)」を含んで社会的援助の広範にわたって影響を有しているからである。

その基本は、教皇ピア 11 世の「社会回勅」にまで立ち返る。その「社会回勅クオドゥラジェシモ・アンノ (Quadragesimo anno)」では、「広範かつ上位のソサイアリティは、下位のそれが行い得ることについて、権利を主張することは公正さに反する」³⁾という。自分のことは自分で、さらに家族や近隣で援助ができない時にのみ、「補足性」が権利化される。

1. 「補足性の原則」

さらにこの「補足性の原則」について、その基本的性格を明らかにしたい。

(1) コンセプト

- ① 社会保険や社会的援助は、国家の下部機関ではなく、自主的な管理機構である。
- ② 社会保険制度は、家族文化の伝統を継承して、相互扶助の連帯的な性格を有する。
- ③ 社会的とは、社会的リスクに対応して個々人が連帯して予防・対策する共同性を特徴とする。
- ④ リスクは、個人、家族、身近な共同性、さらの地域共同体、そして国家という社会的編成原理に添うのである。

(2) 組織原則

- ① 組織を支えるのは直接的な人間関係である。
- ② 責任の源は、個人のイニシアティブとセルフヘルプである。

3) 『ドイツ社会保障総覧』編集：ドイツ連邦労働社会省、[ぎょうせい]、1993年5頁。ここに言う「補足」に先行するのは、「①個人のイニシアティブとセルフヘルプ。②自律的な制度運営者とした国家的な組織」(同書6頁)である。

- ③ 組織の自主的・自立的運営が基本でなければならない。
- ④ 組織は個々人の連帯を基にするが、それは小さな共同性である。
- ⑤ 運営や機構を人間的にするには小規模の自治を基盤とする。

2. 青少年援助

この「青少年援助」は、社会法典 (SGBVIII) において、法的根拠が記述されている。

まず、「青少年援助法」の根拠となる「社会法典」、その成立およびその概要を伝えておきたい。

次いで、「社会法 (Sozialrecht)」という名称についてである。先行する立法の端緒は、宰相ビスマルクの治世にある。それは、周知の災害保険法や健康保険法などの社会保険制度の導入にある。

その後の主な経過は以下の通りである。

- 1955年 アデナウアー首相による「社会法」整理への委員会提案
- 1955年5月 ローテンフェルス建議書の委員会提出
- 1959年 社会民主党のゴーチスベルグ綱領採択
- 1969年10月 ブラント首相による社会法典編纂の開始への提案
- 1970年 社会法典編纂専門家委員会の設置 (30名)
- 1980年 専門家委員会の社会法典改正提案
- 1988年 保険制度改革法の施行により社会法典の改正
- 1992年 年金改革法の施行により社会法典の改正

こうして、ドイツでの社会法典の整備は継続されつつ、社会保障での法的整備が展開されるのである。さて、その社会法の一環である「援助 (Hilfe)」の考察に戻り、法制度的な考察を必要としている。項を改めて考察したい。

E.アイヘンホッハーの『社会法』⁴⁾の要点を掻い摘んで紹介したい。

(1) 目的

- ① 青少年の人たちそれぞれは、それぞれの発展を促す権利と、固有の責務および共同性可能な人格に向けた教育への権利を有する。
- ② 子どもの世話と教育は両親の自然法的な権利であり、また何よりもまず、両親に課せられる義務である。

(2) 定義

青少年扶助は、「社会化 (Vergesellschaftung) の意味における家族的課題での国家の干渉 (Einmischung) ではなく、家族の自立性 (Autonomie) の尊重というパートナーシップでの援助 (Hilfe) なのである。(BT-Drucks..11/5948,42)

4) E.Eichenhofer, "Sozialrecht" 2.Auflage,S.286 ~

- ① 同時に教育としても重要である。
その教育目的は、質が高いというだけでなく、正確には—理念的な意味においてペダゴギーク (Pädagogik)—つまり人格性 (Persönlichkeit) でなければならない。
- ② こうした権利 (Recht) は、「ドイツの子ども」だけでなく、当然にもあらゆる「青年」に帰属するものである。
- ③ したがって、青少年援助 (Jugendhilfe) は、子どもだけに限定されてはならず、成年に達した青年だけでなく、さらにすべての「若き人たち (jungen Menschen)」に妥当するのである。
- (3) 新しい法について

新しい法律が、言葉の真の意味において再構成されている。それは、ハーグの未成年保護協定が1971年に、ドイツ法において継承されたことである。それ以後、ドイツの青少年援助法は、ドイツに日常的に滞在するようすべての子ども、青少年のために適用されるのである。

こうして「援助」は、まず家族、近隣者、地域のボランティア等の福祉関連組織、そしてその後初めて行政としての都市・村などの地方自治体、ついで連邦の順で構成されている。つまり、「補足性の原則」である。

その福祉団体の代表格が「公益的福祉団体」である。

概要についてはまず全体像を提供しながら、次いで具体的に実践の紹介に進みたいと思う。

3. 「公益的六福祉団体」の概要

表 1 公益的六福祉団体

(単位：千人)

団体名	基本理念	職 員	特別資金
労働者福祉 (AWO) / 社会民主党	社会民主主義、自由・ 平等及び寛容	45	なし
ドイツカリタス (DCV) カトリック教会	カトリック友愛会の 統合組織	408	教会税
ドイツプロテスタント 教会ディアコニー (DW)	事業団は新訳聖書を 根拠とする教会を基盤	326	教会税
同権的福祉団体 (DPWV)	会員機関の利益団体 宗教・政策的根拠なし	160	なし
ドイツ赤十字社 (DRK)	国際的・国民的な二重・ の赤十字機能	60	なし
ドイツユダヤ教 中央福祉会 (ZWStdJ)	ユダヤ人組織と福祉 施設の一部団体	不明	不明

出所：J.Schmid, “Wohlfahrtsverbände in modernen Wohlfahrtstäten”
Lesket Budrich, 1996,S.21

ところで、ここでは前記のなかのドイツのプロテスタント教会「Diakonie (ディアコニー)」という福祉団体をとりあげたい。2021年の秋にこの団体を訪問して、同所から資料を頂戴してその説明を受けたからである。

「ディアコニー・デュッセルドルフ」の肩書が記されている三つの「事業部門」概要を基に説明したい。

I、健康・社会等の部門

II、子ども・青年と家族の部門

III、高齢者生活の部門

この中から、II、子ども・青年と家族の部門を取り上げる。さらに、このIIのなかに二つのセクションが含まれている。

- ・福音系「Kindertageseinrichtungen und Tagespflege (全日制託児施設とデイサービス)」および
- ・「Erziehung und Beratung(教育と相談)」である。

本稿の関心は「教育と相談」部門にあり、特に「Heilpädagogische Hilfen (健康的療育援助・試訳)」⁵⁾これが本稿での研究対象である。上記では、「pädagogische」を「療育」と訳出してみた。ここでは、訳語の適否の判断としては、その援助、ないしは支援の内容が不明なので後述での「事例」検討までその点を保留としたい。

さて、「pädagogische」に関わる「援助」に関して、もう一点確認したいことがある。この2021年の「ディアコニー・デュッセルドルフ」事業計画を、ほぼ10年前での「援助」のそれと比較する試みである。つまり、歴史的視点からの「pädagogische」の位置づけに関わる考察である。

2002年におけるほぼ同様の形式による「事業部門」の資料がある。「事業部門4」が相当する。さてその事業内容の要点である。

事業部門4: 子ども、青年、家族、女性のための、および特別な生活状況 (Lebenssituationen) にある人のための援助

さらに、この「事業部門」の専門領域が二つの部門に分けられている。一つが「子ども、青年、家族、および女性のための援助」、もう一つが「特別な生活状況にある人のための援助」である。

この二つの「事業部門」での比較においては、2018年の「pädagogische」の概念はまったく新しい性格のものである。なお、2002年と2021年とはその「事業部門」の表題は同じである。

つまり、六福祉団体事業での事業内容に関しては、「pädagogische」の支援内容は比較的新しいものであり、現場での支援ニーズに応えるはずのものと推測できるのである。

5) 「Heilpädagogik」の訳語について、二つの事例を掲げる。①養護教育(『独和広辞典』編著: R・シンチンゲル、山本明、南原実、三修社、1986年)、②治療的教育学、養護教育(『大独和辞典』(相良守峯編、博友社、1968年)、いずれも「教育」の分野で受容している。

以上の考察によって明らかにされたのは、「Pädagogie」に関する意味の探求については、一つは「Hilfe」（援助）、も一つは「Sozialarbeit」（ソーシャルワーク）、それらの二つの用語からのアプローチが必要である、ということにほかならない。そこでまず、「Hilfe」、ついで「Sozialarbeit」の順に遡上に載せたい。

2章 援助（Hilfe）としての Sozialpädagogik

（Hilfe）としての援助の用法は、極めて広域的に、つまり社会福祉学的領域はもとより法律学的、あるいは教育学的領域において散見される。

なお、この「Hilfe」に関する以下の注釈は、“DUDEN”⁶⁾に拠る。また、この語に関しては、ドイツでの用法は強いキリスト教色に特徴づけられていることである。

この「Hilfe」に関しては、“DUDEN”では、軽い意味から重い意味へと、事例を挙げて以下のように説明している。

例えば、「庭木を動かしたい」ので手助けを求める場合である。こうした事例は隣近所の付き合いの延長であり、「助け」「手助け」の言葉で表現できる。別の意味としては、お金を貸す、あるいは財政的な援助などの負担が重い場合である。この事例であれば、財政的「援助」や「支援」の用語を充てうるであろう。

なお、“Langenscheidts Enzyklopädisches Wörterbuch”の「独英辞典」⁷⁾によれば、さらに小項目に区分して、訳語を示している。例示として掲げる。

さて、「子ども（Kind）」についての定義をドイツ語で検索してみよう。ここでも、“DUDEN”の独英を参照する。

最初の説明への入りかたが興味深い。

表 1-2 「Hilfe」の訳語分類

-
- ① help : 助け
 - ② assistance : 支援
 - ③ cooperation : 共同
 - ④ aid : 助力
 - ⑤ help : 援助
 - ⑥ relief : 救援
 - ⑦ support : 補助
 - ⑧ succor : 後援
 - ⑨ rescue : 救助
-

注：上記の訳語は試訳、『独英辞典』前掲書

6) “DUDEN Das grosse Wörterbuch der deutschen Sprache”, in Zehn Bänden, Duden Verlag, 1999.に拠る。

7) Hilfe in : “Langenscheidts Enzyklopädisches Wörterbuch, “Deutsch-Englisch” Langenscheidt KG, Berlin und München, 1983.S.786

「a まだ生まれていない、いま正に、間もなく世界に現れる人間的な (menschliches) 生物体 (Lebewesen)、新生の、ベイビー、幼児」

「b 健康で、新しく生まれ、亡くなって生れ、望んでいないのに、都合悪く、長く待ち焦がれている子ども」⁸⁾

試みに、日本語で「子ども」を検索してみよう。どの事典で引くかに抛り多少のの巧拙が生じる。手元の『広辞林』(三省堂、1991年)を使うことにしたい。

「子供」：(一) わらべ。わらんべ。児童。少年。少女。⇔おとな (二) むすこ。むすめ。

(三) 人々。人たち。親しんでいう語 (四) かげま。やろう。 (五) かかえの芸妓・遊女

ドイツ語表現と日本語表現での差異は極めて大きいのである。次いで、子ども援助や施設に関する用語を掲示する。

表—3 子どもに関わる援助と施設

援助名あるいは施設の種類の種類 (日本語の試訳)	
Familienrecht	家族法
Familienpflege	家族看護
Kindergarten	幼稚園
Kindergartenerin	幼稚園教諭
Kinderheim	乳児園
Kinderhort	学童保育所
Kinderkrankenschwesterin	子ども病院看護師
Kinderpfleger	子ども看護師
Kinderpflegenrichtungen	障害児介護施設
Kindertageseinrichtung	保育園
Kindertagsheim	終日保育
Kindertagsstätte	終日保育
Krippen	託児所
Pflegeeltern	里親
Pflegeheim	救護所
Pflegekind	里子
Säuglingsheim	乳児院

Aus: “項目の選定は、Bibliografische Information Der Deutschen Bibliothek”
Juventa Verlag Weinheim und Basel, 2005、および“DUDEN”前掲書、
等による上記項目の訳語は、いずれも試訳

8) Kind: in “DUDEN Das grosse Wörterbuch der deutschen Sprache,” Duden Verlag, 1999, S.2110

3章 ソーシャルワーク (Sozialarbeit) としての Sozialpädagogik

「Sozialarbeit」、「Sozialpädagogik」、そのいずれのドイツ語もが孤高の概念であり、まずは足場を固めつつ迫ることにしたい。とは言え、本稿では、「Pädagogik」と関連を問うことに主眼があり、さしあたりはそれぞれの概念の輪郭を掴むことで満足すべきであろう。

まずは、「ソーシャルワーク (Sozialarbeit)」の概念の検討から始めることにしたい。R.プールとP.エラートは、この「ソーシャルワーク」に関して、ヨーロッパ諸国の内部においてその組織や実践には相違が非常に大きいと報告している。⁹⁾ そのことは、当然のことながらそれぞれの諸国における社会保障制度や社会政策の内容等の相違が深く関わるのが予想される。

さて、その「ソーシャルワーク」の概念を英語圏とドイツ語圏とに限り対比してみたい。

<英語圏>

共同社会において社会的困窮に苦しんでいる人々の状況を軽減する、という目的で訓練されている専門職によって実行されている業務である。¹⁰⁾

<ドイツ語圏>

特定の人々ないしは団体による世話、つまり高齢者あるいは肉体的、精神的な健康状態で保護を必要とする社会状態にあり、公的援助 (Hilfe) なしには生活できない人への能力や、救いを求める人に提供する方策のことである。¹¹⁾

先進諸国のなかでは、社会的状況や社会政策などの相違、あるいは国民における「自立度」、ないしは「セルフヘルプ」などでの社会活動の進展度に応じて、ソーシャルワークの成熟度や受容に相違が生まれる。そうした先進諸国においても、なお「貧困」や「格差」の現実に基づく支援・援助への期待は大きいのである。「ペダゴギーク (Pädagogik)」は、人々のそうした期待・要望に応えうものでなければならない。章を改めてこの問題について探求をしてみたい。

4章 「ソーシャルワーク (Sozialarbeit) としての「ペダゴギーク (Pädagogik)」

「ソーシャルワーク」は、極めて実践的な概念である。その実践のありかた、つまり、社会への援助の入り方は基本的には市民社会の意思に負うと思われる。換言すれば、市民社会の介入意思、あるいは度合は、「貧困」や「格差」に対する現状認識に依存するのである。もしくは、援助を求める人への姿勢や言動は、それぞれの国における社会活動や市民運動の歴史のなかで説明できるであろう。

9) Ria Puhl und Peter Erath, “Bibliografische Information Der Deutschen Bibliothek,” 2008

10) “The New Oxford Dictionary of English” 1, Oxford University Press, 1998)

11) “DODEN-” — Das grosse Wörterbuch der deutschen Sprache —, Dudenverlag

「ソーシャルワーク」の実践は、今日でもなお世界の国でもなお限られた国に留まっているのである。

本章では、「ペダゴギーク」に関する基本的な認識を共有しなければならないのである。とりわけ、専門職支援として期待されている「ソーシャルワーク」における、とくに「ペダゴギーク」との関連について検証することが必要なのである。つまり、ソーシャルワークという「実践知」においてこそ「ゾツィアールペダゴギーク」の積極的な意義を確定すべきなのである。この検討課題にアプローチするには、すでに先行的な論文を取り上げるのが好ましいと思われる。そこで、テレサ・ボックの「ソーシャルワーク・ソーシャルペダゴギーク (Sozialarbeit/Sozialpädagogik)」という論考に学ぶことにしよう。

ソーシャルワーク (Sozialarbeit) は、19 世紀における貧困救護 (Armenpflege) という官庁に起源を有する。その救護は、自由慈善活動 (freie Liebestätigkeit)、社会福祉団体 (Wohlfahrtspflege) 及び女性運動によるものである。それらは、労働分野と以下のような諸団体の集合なのである。つまり、乳児 (Säugling)、経営 (Wirtschaft)、住居 (Wohnung)、家族 (Familien)、健康 (Gesundheit)、危難 (Gefährdeten)、企業 (Betrieb) などの救済・保護の目的による。¹²⁾

そして、職業的なソーシャルワークの誕生にあつては、個々人の貧困と環境要因との相互作用に特別な綿密さが発見されるのである。ソーシャルワークは、全体としての生活状況を一目に収めて、援助 (Hilfe) の手段として「社会なこと (Soziale)」を投入するのである。¹³⁾

90 年代以降では、新しい要因がこの「ソーシャルワーク」の分野に登場する。それが、「ゾツィアールペダゴギーク (Sozialpädagogik)」である。後者の「ゾツィアールペダゴギーク」は「ソーシャルワーク」の「変種 (Variante)」と言われているが、その区別が難しいほど両義的に使用されている。ただし、ドイツにおいては「ゾツィアールペダゴギーク」が特に「教育学」で論議されて、その影響において学校分野で充当されている、とその著書で論じている。¹⁴⁾

こうして概念の定義を重ねても、「実践」に関しては実態がつかみにくい。確認できることは、少なくとも 19 世紀以降のヨーロッパにおいて、援助 (Hilfe) 手段として「ソーシャル (Soziale)」が置かれたことである。と同時に、社会的な諸問題の解決に関しては、「特別な能力 (spezifische Kompetenz)」を必要としたことである。

次章では、直近での援助の事例を紹介しつつ、本稿の主題に迫りたく思う。

12) Teresa Bock “Sozialarbeit/Sozialpädagogik” in: “Fachlexikon der Sozialen Arbeit” Eigenverlag, 1997, S.837

13) Ebenda.

14) Ebenda.

5章 「ゾツィアールペダゴギーク」に関する二つの事例

2019年にドイツ・デュッセルドルフ市における「ディアコニー・デュッセルドルフ」を訪問した。ドイツにおける子ども支援に関する最近の「支援状況と課題」を聴取するためである。

その際、かのディアコニーの専門職女史(Ulrike, Bavendiek)は資料として、二つの支援「事例」を提供して、その説明を付したのである。この小論でも、以下にその「事例」を基に「子ども支援」についての要点のみを報告し、コメントを試みたい。なお、いずれの「事例」についても「氏名と日時」は変更され、匿名の扱いとされている。¹⁵⁾

(1) 「Heilpädagogische Hilfen」に関する事例

この事例は、2014年4月に遡り、所管の青年局から一人の娘(8歳)を「Tagesgruppe(全日制グループ)」で受け入れることの可否を照会するところから始まる。なおこの「全日制グループ」は子どもを居住させて支援することを特徴としている。以下では、全日制グループと表記する。

娘の名は「クララ」、母と学校の報告によれば、クララは友だちとの間で極端に攻撃的、挑発的な態度で、先生にも攻撃性を示しているという。そんな時、クララには何かをする、あるいは何かを予定することもないのである。母は、学校の終了後には、クララを全日制グループに連れていく。また母には、毎日、専門職の随伴を必要としている。

親密さが増すとともに、クララの行動には緊張感が緩むようになる。クララと母には支援が必要であるが、そこに「ハイルペダゴギーク的な(Heilpädagogische)」支援と記される。このドイツ語にどのような翻訳語を充てるかが難しい。「ハイル(Heil)」は医療的な背景を有するのであるが、ここでは「精神医」は介在していないようである。

クララと母が安定を得ていく過程を追ってみよう。クララは母と別れて全日制グループで寝起きの生活をしている。母の娘への心配度は激しくなる。支援者は母の転機になる活動を始める。クララの健康的な写真、それに全日制グループでの健やかな進歩、さらにしっかりした、確固とした見当識の姿を提供する。

支援者は再びもっと強く教え得る母の役割を求める。クララは、はっきりした規則で方向づけられ、安全性を与えられてだれよりも、母にますます学ぶのである。

2016年にクララは、良好な成長のなかで全日制グループから退会する。その後、更なる特別の配慮なしに小学校(基礎学校)に通うことになる。母は過去の都合の悪い体験を加工しなおすために、

15) 事例の二つについて、その出所は以下の通りである。

(1) Beschreibung eines Falles in Heilpädagogischen Tagesgruppe

(2) Fallbeispiel aus dem Sachgebiet “Kultursensible Familienhilfe und familientherapie”—Sozialpädagogische Familienhilfe—

いずれも、その所属は “Diakonie Düsseldorf Oberlinplatz 3,40589 Düsseldorf”

また二度と家族に（特にクラーラに）転移させないためにも、精神療法 (Psychotherapie) の学びを始めるのである。母は、とても良い状況にあり、クラーラの行動状態を示したり、それについて教育的な観点から対応できるほどである。

上記の事例から読みとれる「支援」の特徴点を取り挙げてみたい。

- ① クラーラだけに原因となる背景を負わせるのではなく、母との関係をも注視すべきこと。実は、この事例の紹介に関わり、その筆者は次のように記述している。

「こうした（クラーラ）の不安の原因は、母における精神的安定性（鬱症症状の弱さ）が子どもに転移したものである」

それだけに、母親との離別を実行しながら親子関係をつなぐ支援が不可欠である。

- ② 母の子どもへの過度とも言える強い心配が、幾度となく紹介されている。支援は、その母に再三クラーラの写真を持参するなど、「心配」の原因除去に努めている。
- ③ 母とクラーラとの関係のありかたが重要な課題であり続ける。事例では、クラーラを「全日制グループ」に住まわせることで、母と子どもの分離を進める。ドイツ語での「Tagesgruppe」に相当する日本語がないために、わかりにくい翻訳語になっている。子どもたちの集団生活を支える施設なのである。

(2) 「Sozialpädagogische Familienhilfe」に関する事例

以下、まず「T家族」についての家族構成である。両親に二人の子ども、長男は9歳の息子、もう一人は8歳の娘である。

T家族は2008年にドイツに移住、だが教育に異常な負担を意識する。両親は、役所の援護と医療相談の利用に関して、国の「教育支援 (Hilfe zur Erziehung)」(『社会法典』)の適用を希望する。

その理由は、息子が身体的に「被害妄想」状態にあり、両親は日々組織に関わることに過剰負担と不信感を強く感じていたからである。「援助=Hilfe」の開始にあたって、子どもたちは深く悲しみ、引きこもってしまった。幼稚園の通園にあっても突発性疾患に見舞われるのであった。

「社会的ペダゴギシュな家族支援 (Sozialpädagogische Familienhilfe)」が家族に開始されると、多くの目標が叶えられるようになる。二人の子どもは、規則的に保育園 (Kindertagesstaette)に通うようになり、そうこうするうちに小学校 (基礎学校)にも通うのである。子どもたちは、再び活発になり社会活動 (sozial) を再開する。

2019年の1月に両親が分離されたが、子どもたちは父親と生活することになる。彼は子どもたちの世話をし、良き家庭に導いた。母親とは、規則的に連絡がとられている。

家族に「社会的ペダゴギシュな家族支援」が適用されて、次のような委託が行われるのである。つまり、父親が役所や医療訪問にあつては、その付き添いと援助を義務づける。さらに、教育問題に関しては父親と一緒に話し合うことになる。また、余暇活動の企画や家事の進め方に関しては、一人の家族看護師 (Familienpflegerin) が父親を支えることになる。

上記の事例から得られる、支援に関わる興味深い点は以下の通りである。

- ① 支援によって子どもが元の生活に戻る際に、以下の表現が使用されている。
“Die Kinder sind sozial integriert”
つまり、「子どもは社会に組み入れられる」のである。なお本文では、「社会活動を再開する」と意識している。
- ② 本稿で注目している概念の一つに「Hilfe」がある。その使用方法として、「家族看護師」の職務が紹介されている。
- ③ 母親が家族分離されて以降に、父親への家族支援「Familienhilfe」が導入されている。日本にはこうした家族支援が可能なのか、寡聞にして聞かない。

結び

小論の中心的テーマは、ドイツ語の「ペダゴギーク (Pädagogik)」という「ソーシャルワーク」に近い、実践的な概念に関わる用語を中心に据えて、福祉・援助部門でのドイツの近況に接近したい、ということにある。ということで、当然のことながら「ペダゴギーク」への適切な訳語の提示がこの「テーマ」の一つでもある。そうした主題への応答に先立ち、先ずは、「ペダゴギーク」を巡る論議のなかで明らかになった点についてまとめて置きたい。なお、「Pädagogik」のドイツ語表記を以下、便宜的に「PG」と省略して使用する。

まず、「援助 (Hilfe)」との関係では、福祉現場での実践的な意義を伺うことができる。さらに、「ソーシャルワーク (Sozialarbeit)」との関係については、専門職の実践との関連を指摘できたのである。その上で、「PG」の概念は、ドイツ、スイス・オーストリア、つまりドイツ語圏でのみ通用している、という現実を押さえない。つまり、この用語の検討では、英語、フランス語との関連を捨象することが可能なのである。

また、小論では「事例」として、「ハイルペダゴギーク (Heilpädagogik)」と「ゾツィアールペダゴギーク (Sozialpädagogik)」の二つを取り挙げて、その共通性と差異性を浮き彫りにしようとしている。つまり、「PG」においては共通性としては、「課題」のある子どもの支援という点についてである。差異性に関しては、「Sozial」では個々人の社会統合が目標であり、他方「Heil」では個々人それぞれの生活の多様性が肯定されるのである。あえて差異性を強調すれば、「ゾツィアールペダゴギーク」は社会への統合・社会的生活の享受への介入として、「ハイルペダゴギーク」はそれぞれの個々人のままで尊重され、発達の多様性が肯定される。

さて、「ペダゴギーク (Pädagogik)」にあえて訳語をつけるとすれば、「障がい児と家族支援学」という訳語を提案したい。その研究のねらいは、障がいのある子どもや家族が生活の環境とどのようにかかわるのか、その「交換過程 (Austauschprozesse)」に対する考察・検証、および改善のための実践的提案が求められると思われる。

